

議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

市民相談情報課 情報公開担当

議案名

議案第61号 桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。

概要

法律の改正等により生じた引用規定の号ずれの修正及び文言整理を行います。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、またデジタル庁設置法(令和3年法律第36号)が制定され、令和3年9月1日から施行されます。